

議案第 80 号

長与町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

上記議案を提出します。

令和元年 12 月 3 日

長与町長 吉 田 慎 一

提案理由

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 29 号）の施行に伴い、会計年度任用職員の給与等に関し必要な事項を定めるもの。

## 長与町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第5項及び第204条第3項並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項の規定に基づき、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の給与及び費用弁償について定めるものとする。

(会計年度任用職員の給与)

第2条 前条の給与とは、法第22条の2第1項第2号により採用された会計年度任用職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）にあつては給料、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び特殊勤務手当をいい、同項第1号により採用された会計年度任用職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）にあつては報酬及び期末手当をいう。

2 給与は、他の条例に規定する場合のほか、現金で支払わなければならない。ただし、会計年度任用職員から申出があつたときは、口座振替の方法により支払うことができる。

3 公務について生じた費用の弁償は、給与には含まれない。

(フルタイム会計年度任用職員の給料)

第3条 フルタイム会計年度任用職員の給料は、長与町職員の給与に関する条例（昭和32年条例第8号。以下「給与条例」という。）別表第1に掲げる行政職給料表（以下「給料表」という。）の1級及び2級を適用する。

2 前項の給料表は、全てのフルタイム会計年度任用職員に適用するものとする。

(フルタイム会計年度任用職員の職務の級)

第4条 フルタイム会計年度任用職員の職務は、その複雑、困難及び責任の程度に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、別表第1に掲げるフルタイム会計年度任用職員等級別基準職務表によるものとする。

2 フルタイム会計年度任用職員の職務の級は、前項の規定に基づく基準に従い町長が規則で定める。

(フルタイム会計年度任用職員の号給)

第5条 フルタイム会計年度任用職員となった者の号給は、町長が規則で定める基準に従い任命権者が決定する。

(フルタイム会計年度任用職員の給料の支給)

第6条 給与条例第5条及び第6条については、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第3項中「勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日」とあるのは、「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた週休日」とする。

(フルタイム会計年度任用職員の通勤手当)

第7条 給与条例第9条の3の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

(フルタイム会計年度任用職員の時間外勤務手当)

第8条 給与条例第11条第1項本文、第1号及び第2号並びに同条第3項及び第4項の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第1項中「正規の勤務時間を超えて勤務することを命じられた職員」とあるのは、「フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間以外の時間に勤務することを命じられたフルタイム会計年度任用職員」とする。

(フルタイム会計年度任用職員の休日勤務手当)

第9条 給与条例第12条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条中「正規の勤務時間」とあるのは、「フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間」とする。

(フルタイム会計年度任用職員の夜間勤務手当)

第10条 給与条例第13条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

この場合において、同条中「正規の勤務時間」とあるのは、「フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間」とする。

(フルタイム会計年度任用職員の宿日直手当)

第11条 給与条例第15条第1項の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

2 前項の規定により準用する給与条例第15条第1項の勤務は、第8条の規定により準用する給与条例第11条第1項本文、第9条の規定により準用する給与条例第12条及び前条の規定により準用する給与条例第13条の勤務には含まれないものとする。

(フルタイム会計年度任用職員の給与の端数処理)

第12条 第15条に規定する勤務1時間当たりの給与額並びに第8条の規定により準用する給与条例第11条、第9条の規定により準用する給与条例第12条及び第10条の規定により準用する給与条例第13条の規定により勤務1時間につき支給する時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当の額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)

第13条 給与条例第17条から第17条の3までの規定は、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。

2 任期の定めが6月に満たないフルタイム会計年度任用職員が、再度の任用及び任期の更新により継続する任期の定めが6月以上となったときは、前項に規定する任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

(フルタイム会計年度任用職員の特殊勤務手当)

第14条 フルタイム会計年度任用職員の特殊勤務手当の種類、支給を受ける者の範囲、

額及び支給方法は、一般職員の特殊勤務手当の支給に関する条例（昭和43年条例第14号）の定めるところによる。

（フルタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給与額の算出）

第15条 第8条の規定により準用する給与条例第11条、第9条の規定により準用する給与条例第12条及び第10条の規定により準用する給与条例第13条に規定する勤務1時間当たりの給与額並びに次条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額に12を乗じ、その額を当該フルタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから1日の勤務時間に国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）による休日（以下「祝日法による休日」という。）及び年末年始の休日乗じたものを減じたもので除して得た額とする。

（フルタイム会計年度任用職員の給与の減額）

第16条 フルタイム会計年度任用職員が定められた勤務時間中に勤務しないときは、その勤務しないことが祝日法による休日（代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した会計年度任用職員にあつては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。）又は12月29日から翌年の1月3日までの日（祝日法による休日を除く。以下「年末年始の休日」という。）（代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した会計年度任用職員にあつては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。）による場合、有給の休暇による場合その他任命権者の定めによる場合を除き、その勤務しない1時間につき、前条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

（パートタイム会計年度任用職員の報酬）

第17条 パートタイム会計年度任用職員の報酬基準月額を、別表第2に掲げる報酬基準月額表（以下「報酬表」という。）によるものとし、職種の区分に応じて適用する。

- 2 月額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員（別表第3を適用する者を除く。）の報酬額は、報酬基準月額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間を38.75で除して得た数を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。以下この条において同じ。）とする。
- 3 別表第3を適用し、月額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬額は、同表に掲げる職種に係る勤務年数の区分に応じそれぞれ同表に定める報酬に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間を35で除して得た数を乗じて得た額とする。
- 4 時間で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員（別表第3を適用する者を除く。）の報酬額は、報酬基準月額を162.75で除して得た額とする。
- 5 別表第3を適用し、時間で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬額は、同表に掲げる職種に係る勤務年数の区分に応じそれぞれ同表に定める報酬を147で除して得た額とする。

(パートタイム会計年度任用職員の号給)

第18条 パートタイム会計年度任用職員(別表第3を適用する者を除く。)となった者の号給は、町長が規則で定める基準に従い任命権者が決定する。

(パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務に係る報酬)

第19条 パートタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)以外の時間に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員に対して、その正規の勤務時間以外の時間に勤務した全時間について、時間外勤務に係る報酬を支給する。

2 前項に規定する時間外勤務に係る報酬の額は、勤務1時間につき、第25条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に正規の勤務時間以外の時間にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で町長が規則で定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を、時間外勤務に係る報酬として支給する。ただし、パートタイム会計年度任用職員が第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間以外の時間にしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあっては、同条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の100(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125)を乗じて得た額とする。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日(次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる日を除く。)における勤務

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

3 前2項の規定にかかわらず、週休日の振替等により、あらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間(以下この項及び次項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間(次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる時間を除く。)に対して、勤務1時間につき、第25条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の25から100分の50までの範囲内で町長が規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務に係る報酬として支給する。ただし、パートタイム会計年度任用職員が割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間と割振り変更前の正規の勤務時間との合計が38時間45分に達するまでの間の勤務については、この限りでない。

4 次に掲げる時間の合計が1か月について60時間を超えたパートタイム会計年度任用職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前各項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第25条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に、次の各号に掲げる時間の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務に係る報酬として支給する。

(1) 第1項の勤務の時間 100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の175）

(2) 前項の勤務（同項ただし書の勤務を除く。）の時間（次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる時間を除く。） 100分の50  
（パートタイム会計年度任用職員の休日勤務に係る報酬）

第20条 祝日法による休日等及び年末年始の休日等において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、その正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、休日勤務に係る報酬を支給する。

2 前項に規定する休日勤務に係る報酬の額は、勤務1時間につき、第25条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の125から100分の150までの範囲内で町長が規則で定める割合を乗じて得た額とする。

3 第1項の規定にかかわらず、休日に勤務することを命ぜられた勤務時間に相当する時間を、他の日に勤務させないこととされたパートタイム会計年度任用職員の、その休日の勤務に対しては、同項に規定する報酬を支給しない。

（パートタイム会計年度任用職員の夜間勤務に係る報酬）

第21条 正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、その間に勤務した全時間に対して、夜間勤務に係る報酬を支給する。

2 前項に規定する夜間勤務に係る報酬の額は、勤務1時間につき第25条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の25を乗じて得た額とする。

（パートタイム会計年度任用職員の報酬の端数処理）

第22条 第17条第4項又は第5項の規定により時間額で報酬を支給する場合において、1か月の報酬額に1円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

2 第25条に規定する勤務1時間当たりの報酬額及び第19条から前条までの規定により勤務1時間につき支給する報酬の額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

（パートタイム会計年度任用職員の期末手当）

第23条 給与条例第17条第1項から第4項まで及び第6項、第17条の2並びに第17条の3の規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員（別表第3を適用する者及び1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として町長が規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。）について準用する。この場合において、給与条例第17条第4項中「基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料（育児短時間勤務職員等の給料の月額にあっては、その額を算出率で除して得た額）及び扶養手当の月額の合計額」とあるのは、「基準日（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日）以前

6か月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（第19条から第21条の規定による報酬を除く。）の1月当たりの平均額」とする。

- 2 任期の定めが6月に満たないパートタイム会計年度任用職員が、再度の任用及び任用の更新により継続する任期の定めが6月以上となったときは、前項に規定する任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。

（パートタイム会計年度任用職員の報酬の支給）

第24条 報酬は、月の1日から末日までを計算期間とし、町長が規則で定める期日に支給する。

- 2 時間額により報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員に対しては、その者の勤務時間に応じて報酬を支給する。
- 3 月額により報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員に対しては、職員となった日から退職した日までの報酬を支給する。ただし、死亡により退職した場合は、その月の末日までの報酬を支給する。
- 4 前項の規定により報酬を支給する場合であって、月の1日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬額は、その月の現日数から当該パートタイム会計年度任用職員について定められた週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

（パートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬額）

第25条 第19条から第21条までに規定する勤務1時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げる報酬の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 月額による報酬 第17条第2項又は第3項の規定により計算して得た額に12を乗じて得た額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから当該職員の1日の勤務時間に祝日法による休日及び年末年始の休日に乗じたものを減じたもので除して得た額
- (2) 時間額による報酬 第17条第4項又は第5項の規定により計算して得た額

（パートタイム会計年度任用職員の報酬の減額）

第26条 月額により報酬を定められたパートタイム会計年度任用職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、その勤務しないことが祝日法による休日等又は年末年始の休日等による場合、有給の休暇による場合その他任命権者の定めによる場合を除き、その勤務しない1時間につき、前条第1項第1号に定める勤務1時間当たりの報酬額を減額する。

（パートタイム会計年度任用職員に対する通勤に係る費用弁償）

第27条 パートタイム会計年度任用職員が給与条例第9条の3第1項各号に定める通勤手当の支給要件に該当するときは、通勤に係る費用弁償を支給する。

- 2 パートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償の額（その支給の単位となる一定の期間における通勤の回数が少ない者についての減額の措置を含む。）、支給日及び返

納については、給与条例第9条の3第2項から第7項までの規定の例による。この場合において、給与条例第9条の3第2項第2号中「又は育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員」とあるのは、「育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員又はパートタイム会計年度任用職員」とする。

3 前項の規定の例により難しいパートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償については、町長が規則で定める。

(パートタイム会計年度任用職員に対する公務のための旅行に係る費用弁償)

第28条 パートタイム会計年度任用職員が公務のための旅行に係る費用を負担するときは、その旅行に係る費用弁償を支給する。

2 旅行に係る費用弁償の額は、長与町職員等の旅費支給条例(昭和47年条例第12号)の例による。この場合において、会計年度任用職員の職務は給与条例第3条第1項に規定する行政職給料表における2級以下に相当するものとする。

3 外国語指導助手として任用したパートタイム会計年度任用職員が任用期間の満了に伴い帰国するときは、任命権者が定めるところにより、帰国のための費用を弁償することができる。

(会計年度任用職員の給与からの控除)

第29条 給与条例第21条の規定は、会計年度任用職員について準用する。

(委任)

第30条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が規則で定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)

第2条 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例(昭和26年条例第22号)の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

4 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「3ヶ年をこえない範囲内」とあるのは「法第22条の2第1項及び第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」とする。

(職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正)

第3条 職員の懲戒の手続及び効果に関する条例(昭和26年条例第23号)の一部を次のように改正する。

第3条中「給料月額」の次に「(法第22条の2第1項第1号に掲げる職員にあっては、報酬の額)」を加える。

(特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第4条 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和42年条例

第6号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第2条関係)

| 執行機関             | 職務             | 報酬の額(円)  |          |
|------------------|----------------|----------|----------|
| 町長               | 長与町特別職報酬等審議会   | 会長       | 日額 7,400 |
|                  |                | 委員       | // 7,000 |
|                  | 長与町防災会議        | 会長       | // 7,400 |
|                  |                | 委員       | // 7,000 |
|                  | 長与町財産評価委員会     | 委員長      | // 7,400 |
|                  |                | 委員       | // 7,000 |
|                  | 長与町表彰審議専門委員会   | 委員       | // 7,000 |
|                  | 長与町交通安全対策協議会   | 会長       | // 7,400 |
|                  |                | 委員       | // 7,000 |
|                  | 長与町総合開発審議会     | 会長       | 日額 7,400 |
|                  |                | 委員       | // 7,000 |
|                  | 長与町環境審議会       | 会長       | // 7,400 |
|                  |                | 委員       | // 7,000 |
|                  | 長与町民生委員推薦会     | 委員長      | // 7,400 |
|                  |                | 委員       | // 7,000 |
|                  | 長与町国民健康保険運営協議会 | 会長       | // 7,400 |
|                  |                | 委員       | // 7,000 |
|                  | 長与町都市計画審議会     | 会長       | // 7,400 |
|                  |                | 委員       | // 7,000 |
|                  | 長与町農業振興協議会     | 会長       | // 7,400 |
| 委員               |                | // 7,000 |          |
| 長与町経営・生産対策推進会議   | 会長             | // 7,400 |          |
|                  | 委員             | // 7,000 |          |
| 長与町勤労青少年ホーム運営委員会 | 委員長            | 日額 7,400 |          |
|                  | 委員             | // 7,000 |          |
| 長与町予防接種健康被害調査委員会 | 委員長            | // 7,400 |          |
|                  | 委員             | // 7,000 |          |
| 長与町モーテル類似旅館業審議会  | 会長             | // 7,400 |          |
|                  | 委員             | // 7,000 |          |
| 長与町働く婦人の家運営委員会   | 委員長            | 日額 7,400 |          |
|                  | 委員             | // 7,000 |          |
| 長与町奨学資金運営委員会委員   |                | // 7,000 |          |
| 長与町保健対策推進協議会     | 会長             | // 7,400 |          |
|                  | 委員             | // 7,000 |          |
| 長与町立児童館運営委員会     | 委員長            | // 7,400 |          |

|                      |      |           |
|----------------------|------|-----------|
|                      | 委員   | // 7,000  |
| 長与北部地区多目的研修集会施設運営委員会 | 委員長  | 日額 7,400  |
|                      | 委員   | // 7,000  |
| 長与町行政改革推進委員会         | 会長   | 日額 7,400  |
|                      | 委員   | // 7,000  |
| 長与町地域福祉ボランティア基金管理委員会 | 委員長  | // 7,400  |
|                      | 委員   | // 7,000  |
| 長与町行政不服審査会           | 会長   | // 11,200 |
|                      | 委員   | // 9,900  |
| 長与町男女共同参画推進委員会       | 委員長  | 日額 7,400  |
|                      | 委員   | // 7,000  |
| 長与町障害者自立支援認定審査会      | 委員長  | 日額 19,300 |
|                      | 委員   | // 10,500 |
| 長与町国民保護協議会           | 委員   | 日額 7,000  |
|                      | 専門委員 |           |
|                      | 幹事   |           |
| 長与町指定管理者候補者選定委員会     | 委員長  | // 7,400  |
|                      | 委員   | // 7,000  |
| 長与町介護認定審査会           | 会長   | // 19,300 |
|                      | 委員   | // 18,300 |
| 長与町介護保険運営協議会         | 会長   | // 7,400  |
|                      | 委員   | // 7,000  |
| 長与町要保護児童対策地域協議会      | 会長   | // 7,400  |
|                      | 委員   | // 7,000  |
| 長与町フッ化物洗口推進協議会       | 会長   | 日額 7,400  |
|                      | 委員   | // 7,000  |
| 長与町地域自立支援協議会         | 会長   | 日額 7,400  |
|                      | 委員   | // 7,000  |
| 長与町養護老人ホーム等入所判定委員会   | 委員長  | // 7,400  |
|                      | 委員   | // 7,000  |
| 長与町新型インフルエンザ等対策本部    | 本部員  | 日額 7,000  |
| 長与町子ども・子育て会議         | 会長   | // 7,400  |
|                      | 委員   | // 7,000  |
| 長与町まち・ひと・しごと創生推進会議   | 会長   | // 7,400  |
|                      | 委員   | // 7,000  |
| 長与町地域公共交通会議          | 会長   | 日額 7,400  |
|                      | 委員   | // 7,000  |
| 長与町地域福祉計画推進委員会       | 委員長  | // 7,400  |
|                      | 委員   | // 7,000  |

|         |                      |     |            |
|---------|----------------------|-----|------------|
|         | 長与町在宅医療介護連携推進協議会     | 委員長 | // 7,400   |
|         |                      | 委員  | // 7,000   |
|         | 長与町認知症初期集中支援チーム検討委員会 | 委員長 | // 7,400   |
|         |                      | 委員  | // 7,000   |
|         | 長与町避難行動要支援者避難支援連絡協議会 | 委員長 | // 7,400   |
|         |                      | 委員  | // 7,000   |
|         | 長与町いじめ問題調査委員会        | 委員長 | // 7,400   |
|         |                      | 委員  | // 7,000   |
|         | 支えあい「ながよ」推進協議体       | 委員長 | // 7,400   |
|         |                      | 委員  | // 7,000   |
| 教育委員会   | 長与町教育委員会             | 委員  | 年額 258,000 |
|         | 長与町学校給食運営委員会         | 会長  | 日額 7,400   |
|         |                      | 委員  | // 7,000   |
|         | 長与町社会教育委員会           | 委員長 | // 7,400   |
|         |                      | 委員  | // 7,000   |
|         | 長与町文化財保護委員会          | 委員長 | // 7,400   |
|         |                      | 委員  | // 7,000   |
|         | 長与町社会教育推進指導員         |     | 年額 70,000  |
|         | 長与町スポーツ推進委員          |     | // 70,000  |
|         | 長与町就学支援委員会           | 委員長 | 日額 7,400   |
|         |                      | 委員  | // 7,000   |
|         | 長与町立公民館運営審議会         | 委員長 | // 7,400   |
|         |                      | 委員  | // 7,000   |
|         | 長与町スポーツ振興審議会         | 会長  | // 7,400   |
|         |                      | 委員  | // 7,000   |
|         | 長与町図書館協議会            | 委員長 | // 7,400   |
|         |                      | 委員  | // 7,000   |
|         | 長与町文化振興審議会           | 委員長 | // 7,400   |
|         |                      | 委員  | // 7,000   |
|         | 21世紀ふれあい基金管理委員会      | 委員長 | // 7,400   |
|         |                      | 委員  | // 7,000   |
|         | 長与町民文化ホール運営委員会       | 委員長 | // 7,400   |
|         |                      | 委員  | // 7,000   |
|         | 長与町いじめ問題対策連絡協議会      | 会長  | 日額 7,400   |
|         |                      | 委員  | // 7,000   |
|         | 長与町いじめ等学校問題サポートチーム   | 委員長 | // 7,400   |
|         |                      | 委員  | // 7,000   |
| 選挙管理委員会 | 長与町選挙管理委員会           | 委員長 | 年額 343,000 |
|         |                      | 委員  | // 258,000 |

|             |                                                |              |                                                      |
|-------------|------------------------------------------------|--------------|------------------------------------------------------|
|             | 長与町明るい選挙推進協議会                                  | 会長<br>委員     | 日額 7,400<br>〃 7,000                                  |
|             | 選挙長、開票管理者                                      |              | 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和25年法律第179号）の規定に基づき別に町長が定める額 |
|             | 選挙立会人、開票立会人                                    |              |                                                      |
|             | 投票所の投票管理者                                      |              |                                                      |
|             | 投票所の投票立会人                                      |              |                                                      |
|             | 期日前投票所の投票管理者                                   |              |                                                      |
|             | 期日前投票所の投票立会人                                   |              |                                                      |
| 監査委員        | 長与町監査委員                                        | 識見者<br>議会選出者 | 月額 83,000<br>〃 55,000                                |
| 農業委員会       | 長与町農業委員会                                       | 会長<br>委員     | 年額 343,000<br>〃 258,000                              |
|             | 長与町農地利用最適化推進委員                                 |              | 日額 7,000                                             |
| 固定資産評価審査委員会 | 長与町固定資産評価審査委員会                                 | 委員長          | 〃 9,000                                              |
|             |                                                | 委員           | 〃 8,600                                              |
|             | その他地方公務員法（昭和25年法律261号）第3条第3項第2号の規定により任用する各種委員等 |              | 予算の範囲内で町長が定める額                                       |

（長与町水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第5条 長与町水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和43年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第19条を次のように改める。

（会計年度任用職員の給与）

第19条 第2条第1項及び第3項の規定にかかわらず、会計年度任用職員（地方公務員法第22条の2第1項に規定する職員をいう。次項において同じ。）の給与の種類は、給料、通勤手当、企業手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び期末手当とする。

2 会計年度任用職員には、第4条、第5条、第11条の2、第11条の3及び第13条の規定は、適用しない。

（長与町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

第6条 長与町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第18条を次のように改める。

（会計年度任用職員の勤務時間、休暇等）

第18条 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の勤務時間、

休暇等については、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、規則に定める基準に従い、任命権者が定める。

(長与町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第7条 長与町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成18年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第3条中「占める職員」の次に「及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員」を加える。

(長与町職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第8条 長与町職員の育児休業等に関する条例（平成22年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「がある職員」の次に「(地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）」を加える。

第9条中「をした職員」の次に「(地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）」を加える。

別表第1（第4条関係）

フルタイム会計年度任用職員等級別基準職務表

| 職種     | 職務の級 | 基準となる職務                |
|--------|------|------------------------|
| 一般行政事務 | 1級   | 定型的な業務を行う職務            |
|        | 2級   | 高度な知識又は経験を必要とする業務を行う職務 |

別表第2（第17条関係）

報酬基準月額表

| 職種 | (1) 行政事務<br>(他の職種の区分の適用を受けないものを含む。) | (2) 栄養士、歯科衛生士、作業療法士その他これらに準ずる業務に従事する会計年度任用職員で町長が規則で定めるもの | (3) 保健師、助産師、看護師その他これらに準ずる業務に従事する会計年度任用職員で町長が規則で定めるもの | (4) 保育士、介護士、社会福祉士その他これらに準ずる業務に従事する会計年度任用職員で町長が規則で定めるもの | (5) (2) から(4)までに掲げる職種のほか、高度な知識、経験に基づき専門的な業務に従事する会計年度任用職員で町長が規則で定めるもの |
|----|-------------------------------------|----------------------------------------------------------|------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------|
| 号給 | 給料月額                                | 給料月額                                                     | 給料月額                                                 | 給料月額                                                   | 給料月額                                                                 |
| 1  | 132,300                             | 151,000                                                  | 165,300                                              | 146,100                                                | 231,500                                                              |
| 2  | 133,200                             | 152,400                                                  | 166,700                                              | 147,200                                                | 233,100                                                              |
| 3  | 134,200                             | 153,800                                                  | 168,200                                              | 148,400                                                | 234,600                                                              |
| 4  | 135,100                             | 155,200                                                  | 169,600                                              | 149,500                                                | 236,200                                                              |

|    |         |         |         |         |         |
|----|---------|---------|---------|---------|---------|
| 5  | 136,100 | 156,400 | 171,000 | 150,600 | 237,600 |
| 6  | 137,100 | 158,200 | 172,500 | 151,700 | 239,300 |
| 7  | 138,100 | 159,900 | 174,000 | 152,800 | 240,800 |
| 8  | 139,100 | 161,500 | 175,500 | 153,900 | 242,400 |
| 9  | 139,900 | 163,100 | 176,700 | 154,900 | 243,500 |
| 10 | 140,900 | 164,800 | 178,400 | 156,300 | 245,000 |
| 11 | 141,900 | 166,400 | 180,000 | 157,600 | 246,600 |
| 12 | 143,000 | 168,200 | 181,500 | 158,900 | 247,900 |
| 13 | 143,800 | 169,700 | 182,900 | 160,100 | 249,400 |
| 14 | 144,800 | 171,600 | 184,900 | 161,600 | 250,800 |
| 15 | 145,800 | 173,600 | 186,900 | 163,100 | 252,100 |
| 16 | 146,800 | 175,500 | 188,900 | 164,700 | 253,500 |
| 17 | 147,900 | 177,400 | 191,000 | 165,900 | 255,000 |
| 18 | 149,200 | 179,200 | 193,100 | 167,400 | 256,500 |
| 19 | 150,400 | 181,000 | 195,200 | 168,900 | 258,200 |
| 20 | 151,600 | 182,900 | 197,300 | 170,400 | 260,000 |
| 21 | 152,700 | 184,700 | 199,300 | 171,700 | 261,600 |
| 22 | 153,900 | 186,200 | 201,500 | 174,400 | 263,300 |
| 23 | 155,100 | 187,700 | 203,700 | 177,000 | 264,900 |
| 24 | 156,300 | 189,200 | 205,900 | 179,600 | 266,500 |
| 25 | 157,400 | 190,800 | 207,800 | 182,200 | 268,400 |
| 26 | 158,900 | 192,100 | 209,100 | 183,900 | 270,200 |
| 27 | 160,400 | 193,600 | 210,300 | 185,500 | 271,900 |
| 28 | 161,900 | 195,000 | 211,600 | 187,200 | 273,600 |
| 29 | 163,300 | 196,500 | 212,800 | 188,700 | 275,300 |
| 30 | 164,700 | 197,700 | 213,900 | 190,400 | 277,000 |
| 31 | 166,200 | 199,000 | 215,200 | 192,200 | 278,800 |
| 32 | 167,700 | 200,300 | 216,400 | 193,900 | 280,300 |
| 33 | 169,100 | 201,700 | 217,700 | 195,500 | 281,800 |
| 34 | 170,900 | 203,100 | 219,000 | 196,900 | 283,700 |
| 35 | 172,700 | 204,400 | 220,300 | 198,400 | 285,500 |
| 36 | 174,500 | 205,800 | 221,600 | 199,900 | 287,400 |
| 37 | 176,200 | 206,900 | 222,700 | 201,200 | 289,000 |
| 38 | 177,900 | 208,200 | 224,100 | 202,500 | 290,700 |
| 39 | 179,600 | 209,500 | 225,400 | 203,700 | 292,500 |
| 40 | 181,300 | 210,800 | 226,800 | 205,000 | 294,300 |
| 41 | 182,800 | 211,900 | 227,700 | 206,300 | 295,800 |
| 42 | 184,200 | 213,100 | 229,100 | 207,600 | 297,500 |
| 43 | 185,500 | 214,300 | 230,500 | 208,900 | 299,000 |

|    |         |         |         |         |         |
|----|---------|---------|---------|---------|---------|
| 44 | 186,900 | 215,500 | 231,900 | 210,200 | 300,600 |
| 45 | 188,400 | 216,700 | 233,100 | 211,300 | 302,200 |
| 46 | 189,700 | 217,800 | 234,500 | 212,600 | 303,900 |
| 47 | 191,100 | 218,800 | 235,800 | 213,900 | 305,500 |
| 48 | 192,500 | 219,900 | 237,100 | 215,200 | 307,200 |
| 49 | 193,800 | 220,900 | 238,100 | 216,300 | 308,100 |
| 50 | 194,900 | 221,900 | 239,200 | 217,400 | 309,600 |
| 51 | 196,000 | 222,800 | 240,200 | 218,400 | 311,100 |
| 52 | 197,200 | 223,800 | 241,300 | 219,500 | 312,700 |
| 53 | 198,300 | 224,100 | 242,200 | 220,600 | 314,300 |
| 54 | 199,400 | 224,900 | 243,300 | 221,600 | 315,900 |
| 55 | 200,300 | 225,600 | 244,200 | 222,500 | 317,500 |
| 56 | 201,400 | 226,400 | 245,200 | 223,500 | 319,000 |
| 57 | 202,500 | 227,100 | 245,900 | 223,800 | 320,500 |
| 58 | 203,500 | 228,000 | 246,900 | 224,600 | 321,700 |
| 59 | 204,500 | 228,700 | 247,600 | 225,400 | 322,900 |
| 60 | 205,500 | 229,400 | 248,400 | 226,100 | 324,100 |
| 61 | 206,600 | 230,300 | 249,200 | 226,800 | 324,800 |
| 62 | 207,500 | 231,000 | 250,200 | 227,800 | 325,700 |
| 63 | 208,400 | 231,900 | 251,000 | 228,600 | 326,500 |
| 64 | 209,300 | 232,900 | 252,000 | 229,400 | 327,300 |
| 65 | 210,000 | 233,500 | 252,900 | 230,100 | 328,200 |
| 66 | 210,800 | 234,200 | 253,700 | 230,800 | 328,600 |
| 67 | 211,500 | 234,900 | 254,800 | 231,700 | 329,300 |
| 68 | 212,300 | 235,600 | 255,700 | 232,700 | 330,100 |
| 69 | 212,700 | 236,300 | 256,500 | 233,400 | 330,900 |
| 70 | 213,300 | 236,900 | 257,500 | 234,000 | 331,600 |
| 71 | 213,600 | 237,500 | 258,400 | 234,500 | 332,300 |
| 72 | 214,000 | 238,000 | 259,400 | 235,200 | 333,000 |
| 73 | 214,200 | 238,700 | 260,800 | 236,000 | 333,500 |
| 74 | 214,600 | 239,400 | 262,100 | 236,600 | 334,100 |
| 75 | 215,100 | 240,100 | 263,200 | 237,200 | 334,600 |
| 76 | 215,700 | 240,600 | 264,300 | 237,700 | 335,200 |
| 77 | 215,900 | 241,000 | 265,300 | 238,400 | 335,500 |
| 78 | 216,600 | 241,600 | 266,300 | 239,100 | 336,000 |
| 79 | 217,100 | 242,200 | 267,500 | 239,800 | 336,400 |
| 80 | 217,600 | 242,800 | 268,500 | 240,300 | 336,900 |
| 81 | 218,300 | 243,100 | 269,400 | 240,800 | 337,300 |
| 82 | 218,600 | 243,500 | 270,400 | 241,500 | 337,800 |

|     |         |         |         |         |         |
|-----|---------|---------|---------|---------|---------|
| 83  | 219,200 | 243,900 | 271,500 | 242,200 | 338,300 |
| 84  | 219,900 | 244,200 | 272,600 | 242,900 | 338,800 |
| 85  | 220,500 | 244,500 | 273,400 | 243,500 | 339,100 |
| 86  | 220,900 |         | 274,300 | 244,200 | 339,500 |
| 87  | 221,300 |         | 275,400 | 244,900 | 340,000 |
| 88  | 222,000 |         | 276,500 | 245,600 | 340,400 |
| 89  | 222,500 |         | 277,300 | 246,100 | 340,700 |
| 90  | 223,000 |         | 278,200 | 246,600 | 341,100 |
| 91  | 223,500 |         | 279,000 | 246,900 | 341,600 |
| 92  | 223,900 |         | 280,000 | 247,300 | 342,000 |
| 93  | 224,300 |         | 280,900 | 247,600 | 342,200 |
| 94  | 224,700 |         | 281,900 |         | 342,600 |
| 95  | 225,100 |         | 282,800 |         | 343,100 |
| 96  | 225,400 |         | 283,800 |         | 343,500 |
| 97  | 225,700 |         | 284,400 |         | 343,700 |
| 98  | 226,200 |         | 285,200 |         | 344,100 |
| 99  | 226,700 |         | 285,800 |         | 344,500 |
| 100 | 227,200 |         | 286,700 |         | 344,800 |
| 101 | 227,600 |         | 287,500 |         | 345,100 |
| 102 | 228,100 |         | 288,300 |         | 345,500 |
| 103 | 228,700 |         | 289,100 |         | 345,900 |
| 104 | 229,300 |         | 289,900 |         | 346,300 |
| 105 | 229,700 |         | 290,600 |         | 346,800 |
| 106 | 230,200 |         | 291,100 |         | 347,200 |
| 107 | 230,500 |         | 291,600 |         | 347,600 |
| 108 | 230,900 |         | 292,100 |         | 348,000 |
| 109 | 231,100 |         | 292,300 |         | 348,500 |
| 110 | 231,500 |         | 292,600 |         | 348,900 |
| 111 | 232,000 |         | 292,800 |         | 349,200 |
| 112 | 232,400 |         | 293,200 |         | 349,500 |
| 113 | 232,600 |         | 293,500 |         | 350,000 |
| 114 | 233,100 |         | 293,700 |         |         |
| 115 | 233,600 |         | 294,100 |         |         |
| 116 | 234,100 |         | 294,400 |         |         |
| 117 | 234,400 |         | 294,700 |         |         |
| 118 | 234,800 |         | 295,000 |         |         |
| 119 | 235,200 |         | 295,300 |         |         |
| 120 | 235,600 |         | 295,700 |         |         |
| 121 | 236,000 |         | 296,000 |         |         |

別表第3（第17条関係）

英語指導助手及び外国語指導助手に係る勤務年数別報酬表

| 職種              | 職種に係る勤務年数 | 報酬      |
|-----------------|-----------|---------|
| 英語指導助手及び外国語指導助手 | 1年目       | 280,000 |
|                 | 2年目       | 300,000 |
|                 | 3年目       | 325,000 |
|                 | 4年目及び5年目  | 330,000 |